



熊本県公報

第 1 2 5 0 6 号

平成 28 年 3 月 29 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○都市計画事業の認可	(都市計画課)	2
○指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退	(高齢者支援課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	3
○熊本都市計画下水道事業(益城公共下水道)の事業計画変更認可	(下水環境課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(//)	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(//)	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	9
○道路の区域変更	(道路保全課)	12
○道路の区域変更	(//)	12
○道路の区域変更	(//)	13
○道路の供用開始	(//)	13
○道路の供用開始	(//)	14
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	14
○熊本県伝統工芸館の指定管理者の指定	(くまもとブランド推進課)	14
○熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部改正	(監理課)	15
○熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正	(//)	15
公 告		
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	15
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課)	16
○平成28年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の落札者等の決定	(情報企画課)	16
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の落札者等の決定	(//)	17
○熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の落札者等の決定	(//)	17
○道路の位置指定	(建築課)	17
○道路の位置指定	(//)	18
○道路の位置指定	(//)	18
登 載 依 頼		
○熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	(企業局工務課)	18
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	19
○熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程	(//)	21
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(//)	25
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(//)	25
○熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	(//)	25
○熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	(//)	25
○熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	(//)	26

告 示

熊本県告示第 3 9 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・3・7 号熊本駅帯山線
- 3 事業施行期間 平成 2 8 年 3 月 2 9 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区春日一丁目、二丁目及び三丁目地内
使用の部分 熊本県熊本市西区春日三丁目地内

熊本県告示第 3 9 2 号

次のとおり介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 1 条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第 9 3 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
特別養護老人ホーム 龍生園 人吉市下原田町字瓜生田字若宮 1 0 5 7 番地の 9	社会福祉法人天雲会	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	介護老人福祉施設

熊本県告示第 3 9 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社虹華	デイサービスより処 ここから	八代郡氷川町鹿島 1 6 0 6、1 6 0 7 番地 3	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	通所介護

熊本県告示第 3 9 4 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。
平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社虹華	デイサービスより処 ここから	八代郡氷川町鹿島 1 6 0 6、1 6 0 7 番地 3	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 3 9 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特定施設入居者生活介護つどい（サービス付き高齢者向け住宅） 阿蘇市小池9番地	有限会社 ふきの企興	平成28年3月18日

熊本県告示第396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特定施設入居者生活介護つどい（サービス付き高齢者向け住宅） 阿蘇市小池9番地	有限会社 ふきの企興	平成28年3月18日

熊本県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業益城公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和61年3月15日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更無し
 - (2) 使用の部分
昭和61年熊本県告示第199号、平成3年熊本県告示第338号、平成5年熊本県告示第646号、平成8年熊本県告示第270号、平成9年熊本県告示第602号、平成12年熊本県告示第367号及び平成15年熊本県告示第1027号、平成18年熊本県告示第40号並びに平成23年熊本県告示第251号の事業地に、益城町大字惣領字光堀、字北野稲迫、字萩之尾及び字迎城之尾を加え、益城町大字福富字横道、字野稲迫及び大字惣領字西大道並びに字南野稲迫地内において事業地を変更する。

熊本県告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小国川1	阿蘇市西湯浦	別図1のとおり	土石流
西小倉川1	阿蘇市小倉	別図2のとおり	土石流
下り山-3	阿蘇市西小園	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第399号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中無田川	阿蘇市西湯浦	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
西湯浦川	阿蘇市西湯浦	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
川内川	阿蘇市西湯浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
西湯浦川1	阿蘇市西湯浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
小国川2	阿蘇市西湯浦、湯浦	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
花原川1	阿蘇市西湯浦、湯浦	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
江良川	阿蘇市西湯浦、湯浦	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
琴川	阿蘇市西湯浦、湯浦	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
湯浦川1	阿蘇市西湯浦、湯浦	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
湯浦川2	阿蘇市湯浦	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
湯浦川3	阿蘇市湯浦	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
紅地川	阿蘇市湯浦	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
湯浦川4	阿蘇市湯浦、南宮原	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
湯浦川5	阿蘇市湯浦、南宮原	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
南宮原川	阿蘇市湯浦、南宮原	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
まゆみ川	阿蘇市南宮原	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
小池川2	阿蘇市小池	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
小池川4	阿蘇市小池	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
西幸田川1	阿蘇市小倉	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
西小倉川2	阿蘇市小倉	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
東小倉川(小倉川)	阿蘇市小倉	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり

西牟田川 2 (東小倉川)	阿蘇市小倉	別図 2 2 のとおり	土石流	別図 2 2 のとおり
山田川	阿蘇市山田	別図 2 3 のとおり	土石流	別図 2 3 のとおり
乙川 1	阿蘇市山田	別図 2 4 のとおり	土石流	別図 2 4 のとおり
乙川 2	阿蘇市山田	別図 2 5 のとおり	土石流	別図 2 5 のとおり
柏ノ木川-1	阿蘇市山田	別図 2 6 のとおり	土石流	別図 2 6 のとおり
柏ノ木川-2	阿蘇市山田	別図 2 7 のとおり	土石流	別図 2 7 のとおり
川嶋川	阿蘇市山田	別図 2 8 のとおり	土石流	別図 2 8 のとおり
小里川-1	阿蘇市南宮原	別図 2 9 のとおり	土石流	別図 2 9 のとおり
小里川-2	阿蘇市南宮原	別図 3 0 のとおり	土石流	別図 3 0 のとおり
小池川 1	阿蘇市小池	別図 3 1 のとおり	土石流	別図 3 1 のとおり
小池川 3	阿蘇市小池	別図 3 2 のとおり	土石流	別図 3 2 のとおり
山田川 1	阿蘇市山田	別図 3 3 のとおり	土石流	別図 3 3 のとおり
山田川 2	阿蘇市山田	別図 3 4 のとおり	土石流	別図 3 4 のとおり
合戦群-1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
合戦群-2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
合戦群-3	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
合戦群-4	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
合戦群-5	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
桃の木-1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
桃の木-2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
下萩の草-1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
下萩の草-2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
中萩の草 1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり

上萩の草 1-1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
上萩の草 1-2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
中萩の草 2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
上萩の草 2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
中萩の草	阿蘇市一の宮町萩の草	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
下り山-1	阿蘇市西小園	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
下り山-2	阿蘇市西小園	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
三久保	阿蘇市三久保	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
湯山-1	阿蘇市小里	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
湯山-2	阿蘇市小里	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
深葉-1	阿蘇市西湯浦	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
深葉-2	阿蘇市西湯浦	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
茗ヶ原	阿蘇市山田	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
湯浦	阿蘇市湯浦	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
的石	阿蘇市的石	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
小池 1	阿蘇市小池	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
小池 2	阿蘇市小池	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
折戸	阿蘇市三久保	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
千丁無田-1	阿蘇市三久保	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
千丁無田-2	阿蘇市三久保	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
跡ヶ瀬	阿蘇市跡ヶ瀬	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
山田 1	阿蘇市山田	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
山田 2	阿蘇市小倉	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり

小里	阿蘇市小里	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
東黒川	阿蘇市黒川	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
中江	阿蘇市波野中江	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり

(別図 1 から別図 7 0 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 0 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水ノ田尾沢	山都町北中島	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 0 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上鶴川左支川－1	山都町田小野	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
上鶴川左支川－2	山都町田小野	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
田小野沢	山都町田小野	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
山中 1－1	山都町北中島	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
山中 1－2	山都町北中島	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
山中 1－3	山都町北中島	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
水田尾 1（水ノ田尾 1）	山都町北中島	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
明ヶ野 1（上山下）－1	山都町田小野	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
明ヶ野 1（上山下）－2	山都町田小野	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり

明ヶ野 1 (上山下) - 3	山都町田小野	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
明ヶ野 1 (上山下) - 4	山都町田小野	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
明ヶ野 2 (三ツ枝 1)	山都町田小野	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
明ヶ野 3 (三ツ枝 2)	山都町田小野	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
共栄 1 (久留見尾 1)	山都町田小野	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
共栄 2 (久留見尾 2)	山都町田小野	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
共栄 4 (井出口宇土 2)	山都町田小野	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
共栄 5 (三ツ枝 3)	山都町田小野	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
北川内 2 (荒ヶ志野 1)	山都町北中島	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
北川内 3 (荒ヶ志野 2)	山都町北中島	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
水田尾 2 (水ノ田尾 2)	山都町北中島	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
鹿生野 1	山都町金内	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
上鶴 1	山都町田小野	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
上鶴 2	山都町田小野	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
中央 2 (菅田 1)	山都町田小野	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
中央 3 (菅田 2)	山都町田小野	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
萱野 3	山都町金内	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
萱野 4	山都町金内	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
萱野 5	山都町金内	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり

(別図 1 から別図 2 8 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 0 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久玉（2）	天草市久玉町	別図1のとおり	土石流
天附-5	天草市牛深町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
久玉（1）	天草市久玉町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
寺山（上）	天草市久玉町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
久玉（3）	天草市久玉町	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
久玉川（4）	天草市久玉町	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
上揚-1	天草市久玉町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上揚-2	天草市久玉町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上揚-3	天草市久玉町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
久玉中学校横（牛深東中学校横）	天草市久玉町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
久玉中学校前（牛深東中学校前）	天草市久玉町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
久玉3	天草市久玉町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
村田	天草市久玉町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
天附-1	天草市牛深町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
天附-2	天草市牛深町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
天附-3	天草市牛深町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

天附-4	天草市牛深町	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
天附-6	天草市牛深町	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
天附-7	天草市牛深町	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
天附-8	天草市牛深町	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
天附-9	天草市牛深町	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
天附-10	天草市牛深町	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
天附-11	天草市牛深町	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
天附-12	天草市牛深町	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
天附-13	天草市牛深町	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
天附-14	天草市牛深町	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
天附-15	天草市牛深町	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
天附-16	天草市牛深町	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
後向-1	天草市牛深町	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
後向-2	天草市牛深町	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
後向-3	天草市牛深町	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
元下須-1	天草市牛深町	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
元下須-2	天草市牛深町	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
元下須-3	天草市牛深町	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
元下須-4	天草市牛深町	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
元下須-5	天草市牛深町	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
元下須-6	天草市牛深町	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
黒田-1	天草市牛深町	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
黒田-2	天草市牛深町	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり

須口-1	天草市牛深町	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
須口-2	天草市牛深町	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
須口-3	天草市牛深町	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
須口-4	天草市牛深町	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
須口 (B)	天草市牛深町	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
久玉 1-1	天草市久玉町	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
久玉 1-2	天草市久玉町	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
久玉 1-3	天草市久玉町	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
久玉 1-4	天草市久玉町	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
須口 1	天草市牛深町	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
黒田 1	天草市牛深町	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
黒田 2	天草市牛深町	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
無線漁協協同組合 上 (無線漁業協同 組合上) - 1	天草市牛深町	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
無線漁協協同組合 上 (無線漁業協同 組合上) - 2	天草市牛深町	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
無線漁協協同組合 上 (無線漁業協同 組合上) - 3	天草市牛深町	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
黒田 3	天草市牛深町	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
黒田 4	天草市牛深町	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
須口西 2-1	天草市牛深町	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
須口西 2-2	天草市牛深町	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
須口西 2-3	天草市牛深町	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
須口西 2-4	天草市牛深町	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
須口西 2-5	天草市牛深町	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり

須口中 1	天草市牛深町	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
須口中 2	天草市牛深町	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
西平 (B) - 1	天草市天草町高浜	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
西平 (B) - 2	天草市天草町高浜	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
西平 (C) - 1	天草市天草町高浜	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
西平 (C) - 2	天草市天草町高浜	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
西平 (C) - 3	天草市天草町高浜	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
西平 (C) - 4	天草市天草町高浜	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
西平 (A) - 1	天草市天草町高浜	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
西平 (A) - 2	天草市天草町高浜	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
二区 - 1	天草市天草町高浜	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
二区 - 2	天草市天草町高浜	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
二区 - 3	天草市天草町高浜	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり

(別図 1 から別図 7 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 0 4 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町大字仏原字桑鶴 同所	前	3.6 ～ 11.1	534.0	単道改
			後	7.8 ～ 45.5		

2 区域を変更する期日 平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県告示第 4 0 5 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字外牧字川鶴 179番1地先から 菊池郡大津町大字外牧字霞鶴 23番1地先まで	前	4.2 ～ 19.6	760.2	旧道移管
				11.6 ～ 40.9	834.3	
			後	11.6 ～ 40.9	834.3	

2 区域を変更する期日 平成28年3月31日

熊本県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字花岡字宇土迫 1番8地先から 葦北郡芦北町大字宮浦字大迫 632番1地先まで	前	4.1 ～ 15.0	824.5	旧道移管
				10.9 ～ 25.9	789.5	
			後	8.7 ～ 26.9	903.7	

2 区域を変更する期日 平成28年3月29日

熊本県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

一般県道	堂園小森線	上益城郡益城町大字小谷字中尾 葉根 1 7 4 6 番 1 地先から 上益城郡益城町大字杉堂字境目 7 8 0 番 6 地先まで	255.0	広域連携 交付金 (改築)
------	-------	--	-------	---------------------

2 供用を開始する期日 平成 28 年 3 月 30 日

熊本県告示第 408 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 28 年 3 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	宇城市三角町波多陣ノ内 7 2 0 番 8 地先から 宇城市三角町波多郷開 2 8 6 4 番 4 9 地先まで	900.0	広域連携 交付金 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成 28 年 3 月 29 日

熊本県告示第 409 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人田嶋会田嶋外科 内科医院	熊本市西区田崎二丁目 2 番 4 8 号	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで
医療法人朝日野会十善病 院	熊本市中央区南熊本三丁目 6 番 3 4 号	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで
医療法人社団杏風会川野 病院	熊本市中央区大江六丁目 2 5 番 1 号	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで
医療法人東陽会東病院	熊本市南区出仲間五丁目 2 番 2 号	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで
医療法人田中会武蔵ヶ丘 病院	熊本市北区楠七丁目 1 5 番 1 号	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで
医療法人社団寿量会熊本 機能病院	熊本市北区山室六丁目 8 番 1 号	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで
医療法人寺尾会寺尾病院	熊本市北区小糸山町 7 5 9 番地	平成 28 年 3 月 10 日から 平成 31 年 3 月 9 日まで

熊本県告示第 410 号

熊本県伝統工芸館条例（昭和 57 年熊本県条例第 30 号）第 12 条第 1 項の規定により熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉 城町 3 番 3 5 号	一般財団法人熊本 県伝統工芸館	平成 28 年 4 月 1 日 から平成 33 年 3 月

	理事長 福嶋淳	31日まで
--	---------	-------

熊本県告示第 4 1 1 号

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領（平成 21 年熊本県告示第 6 1 8 号）の一部を次のように改める。

第 6 条第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 30」を「100 分の 55」に改め、「に 1000 分の 1035 を乗じて得た額（円未満切捨て）」を削る。

別表測量業務の項中「10 分の 4」を「10 分の 4.5」に改め、同表土木関係建設コンサルタント業務の項中「10 分の 3」を「10 分の 4.5」に改め、同表地質調査業務の項中「10 分の 7.5」を「10 分の 8」に、「10 分の 4」を「10 分の 4.5」に改め、同表補償関係コンサルタント業務の項中「10 分の 3」を「10 分の 4.5」に改める。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

熊本県告示第 4 1 2 号

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成 16 年熊本県告示第 3 3 1 号）の一部を次のように改める。

3 中「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 30」を「100 分の 55」に改め、「に 1000 分の 1035 を乗じて得た額（円未満切捨て）」を削る。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第 2 2 4 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 28 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 7 4 7 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 : 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町大字木葉 1 1 0 1 番地	平成 3 4 年 3 月 2 8 日

熊本県肥 第131 6号	炭酸カ ルシウ ム肥料	炭酸苦 土石灰 6号	アルカリ分 : 57.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	木葉石灰企業組 合 熊本県玉名郡玉 東町大字木葉1 101番地	平成34 年4月9 日
--------------------	-------------------	------------------	------------------------------------	--	---	-------------------

熊本県公告第225号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年3月29日から同年4月11日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 守	阿蘇市永草	阿蘇市乙姫字山西ノ上850番1ほか2筆
栃原 薫	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字西山田原1943番1ほか4筆
栃原 泰明	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字鍋次郎1689番1ほか2筆
月足 速男	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字西一丁田1546番
井上 良治	上益城郡甲佐町西寒野	上益城郡甲佐町大字西寒野字松ノ尾1711番1ほか10筆
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上新地2020番ほか5筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字塘ノ外651番
尾前 照国	球磨郡水上村湯山	球磨郡水上村大字岩野字西ノ園3501番3

2 申請年月日

平成28年3月14日

熊本県公告第226号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本県熊本市中央区桜町3番1号
- 5 落札金額
117,072,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,672,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月26日

熊本県公告第227号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本県熊本市中央区桜町3番1号
- 5 落札金額
216,397,344円（うち消費税及び地方消費税の額18,472,944円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月26日

熊本県公告第228号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州通信ネットワーク株式会社
福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 落札金額
166,995,033円（うち消費税及び地方消費税の額14,255,673円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月26日

熊本県公告第229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 人吉市南泉田町60番
- 2 築造者の氏名 岩野秀文
- 3 道路の位置 人吉市南泉田町字泉田60番4
- 4 道路の幅員 4.10メートル
- 5 道路の延長 33.06メートル
- 6 指定年月日 平成28年2月25日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第18号

熊本県公告第230号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大津1290番地2
- 2 築造者の氏名 恵ホームズ有限公司
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字土井ノ内4番9
- 4 道路の幅員 5.01メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 78.04メートル
- 6 指定年月日 平成28年3月16日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第226号

熊本県公告第231号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 阿蘇市内牧1506番地
- 2 築造者の氏名 今村正信
- 3 道路の位置 阿蘇市内牧字村下1506番26及び同1506番32
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 18.00メートル
- 6 指定年月日 平成28年3月17日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第227号

登載依頼

熊本県企業局管理規程第3号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する公営企業管理規程
熊本県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和62年熊本県公営企業管理規程第19号）
の一部を次のように改正する。
平成28年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表第3中の風力発電設備の項を次のように改める。

設 備 別	巡視		巡視・検査			備考	
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度		
風 力 発 電 設 備	電気工作 物	無人 1回/月	風車・発電機	外部点検	(※1) 1回/年	(※1) リンク機構等特に指定 するものは1回/3月とす る。	
				測定試験	1回/3年		
				内部点検	(※2) 1回/20年		(※2) 運転状況及び点検結果 を考慮して点検頻度を 増減できる。
				外部点検	1回/3年		
				外部点検	(※3) 1回/3年		
				測定試験	(※4) 1回/3年		(※4) (1)並列用遮断器につい ては、動作回数管理も行 う。 (2)動作回数の極めて少 ない遮断器については 別に定める。
内部点検	(※4) 1回/6年						

附 則
この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 29 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 14 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を
次のように改正する。
第 1 条中「第 8 条及び第 17 条から第 22 条」を「第 8 条、第 17 条、第 17 条の 2 及
び第 19 条から第 22 条（第 21 条の 3 及び第 21 条の 5 を除く。）」に改める。
第 3 条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。
(1) 採用 法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する採用をいう。
(2) 昇任 法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する昇任をいう。
(3) 降任 法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する降任をいう。
(4) 転任 法第 15 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する転任をいう。
第 3 条に次の 1 号を加える。
(5) 標準職務遂行能力 法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力
をいう。
第 4 条第 2 項中「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿又は

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会告示第 1 号

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程
 熊本県職員の任用に関する規則の施行規程（昭和 4 6 年熊本県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿及び昇任候補者名簿」に改め、同条第 1 項中「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第 2 項第 4 号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第 5 条の見出し及び同条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第 6 条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、「等」を削り、同条第 1 項中「、第 1 8 条第 1 項及び第 1 9 条」を削り、同条第 2 項を削る。

第 8 条中「熊本県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 6 号）別表第 1（その 1）第 3 号、同表（その 3）第 3 号、同表（その 5）第 3 号及び第 4 号並びに同表（その 6）第 3 号及び第 4 号に定める標準」を「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 6 年熊本県条例第 2 号）別表第 5（その 1）及び 4 級の並びに同表（その 6）の職務の級の 3 級及び 4 級の掲げる基準」に改める。

第 9 条第 2 項第 2 号ウ中「勤務成績評定書」を「人事評価記録書」に改める。

第 1 5 条第 6 号中「適性試験」を「適性検査」に改める。

第 1 6 条中「第 3 7 条第 1 号」を「第 3 7 条第 1 項第 2 号」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式

(1) 採用候補者名簿

No.

職 種	順 位	得 点	受 験 番 号	氏 名	住 所	備 考

(2) 昇任候補者名簿

No.

職 種	順 位	得 点	受 験 番 号	氏 名	現についている職		備 考
					職 名	所 属 機 関 名	

- 備考 (1) 表紙には、名簿の名称及び確定年月日を記入すること。
 (2) 各頁右上に頁番号を付けること。
 (3) 各項目については必要に応じて補正することができる。
 (4) 必要な項目については追加することができる。

別記第3号様式

採 用 候 補 者 提 示 書
昇 任

人委秘第 号
年 月 日

任 命 権 者 様

熊本県人事委員会

委員長 氏

名 職 印

採 用 候 補 者 提 示 書
昇 任

年 月 日付け 第 号で請求のあった次の職については、下記
のとおり熊本県職員の任用に関する規則第17条の規定に基づき、採用 候補者を提
示します。

なお、選択の結果については、同規則第23条の規定により通知願います。

請求にかかる職の名称		請求にかかる職の数	
------------	--	-----------	--

記

提 示 数			
整理番号	得 点	氏 名	住所または所属機関名

別記第 4 号様式を次のように改める。
 別記第 4 号様式 削除
 別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第5号様式

採用
昇任 候補者選 択 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

熊本県人事委員会委員長 様

任命権者 職 氏 名 職 印

年 月 日付け人委秘第 号で提示されました 採用
昇任 候補者につい

ての選 択 の 結 果 に つ い て 下 記 の と お り 通 知 し ま す 。

記

選 択 し た 採 用 昇 任 候 補 者 の 数							
整 理 番 号	得 点	氏 名	住 所	選 択 結 果			
				選	不	辞	無

「選 択 結 果」 の 欄 に 記 入 す る 場 合 の 略 語

選 = 選 択 さ れ た 場 合

不 = 選 択 さ れ な か っ た 場 合

辞 = 候 補 者 の 辞 退 に よ り 提 示 が 撤 回 さ れ た も の と み な さ れ た 場 合

無 = 候 補 者 か ら の 応 答 が な か っ た 場 合

以 上 該 当 欄 に ○ 印 を つ け る こ と 。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の熊本県職員の任用に関する規則の施行規程(これに基づく熊本県人事委員会の定めを含む。)の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であって、この規程による改正後の熊本県職員の任用に関する規則の施行規程(これに基づく熊本県人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規程等」という。)の規定に相当の規定があるものは、他の熊本県人事委員会の規程(これに基づく熊本県人事委員会の定めを含む。)に別段の定めのあるものを除き、新規程等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「管財課」を「財産経営課」に改める。

別表出先機関の表食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

消費生活センター	センター長 次長
----------	----------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第16号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表並びに」を「別表第1並びに」に、「別表の」を「別表第1の」に改める。

第2条中「及び生産環境研究所病虫害研究室予察指導係」を「、生産環境研究所病虫害研究室予察指導係、い業研究所フードバレー推進室及び同所いぐさ普及指導室」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第4号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第5号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第6号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第7号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第8号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第9号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第10号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第11号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 1 8 号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 1 5 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 1 9 号

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成 1 5 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 項及び」を削る。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。